

公印省略

1教総第1819号
令和2年3月24日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿
（指定都市を除く。）

福岡県教育委員会教育長

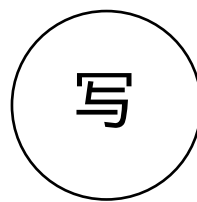
令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等
における教育活動の再開等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学事務次官から通知がありましたので、お知らせします。

総務企画課教育政策推進室

TEL 092-643-3882

FAX 092-632-5064



1 教高第2527号
1 教体第1705号
1 教財第1018号
令和2年3月27日

県立高等学校長
県立中学校長 殿
県立輝翔館中等教育学校長

福岡県教育委員会教育長

令和2年度における県立高等学校等における教育活動の再開等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり令和2年3月24日付けで文部科学省から、新学期を迎える学校の教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が示されたことを踏まえ、令和2年度における県立高等学校等における教育活動を再開することとしたので通知します。

については、各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、ガイドライン及び下記事項に十分留意し、新学期を始める準備を行っていただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 学校教育活動において、ガイドラインに示された集団感染のリスクを高める3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避すること。
特に、授業や補習の実施に当たっては、①換気の徹底、②近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対策を講じること。
- 2 入学式をはじめとする儀式的行事については、令和2年2月25日付け1教高2304号における卒業証書授与式の対応に準じ、極力参加者数を減らし、短時間で実施すること。
- 3 4月及び5月に実施予定の修学旅行及び集団体験活動等の宿泊を伴う学校行事については、当面、延期すること。
なお、上記の3つの条件が重なることのないよう十分配慮した上で、校内で宿泊を伴わない形で実施することは差し支えないこと。
- 4 部活動の実施に当たっては、別紙1の留意事項を参照の上、実施内容や方法を工夫し、4月1日（水）以降再開できること。
- 5 生徒の感染が判明した場合等の対応については、別紙2を参照すること。
- 6 入学料については、納入を猶予することができるため、申し出があった場合は財務課学校予算係に連絡すること。
また、校納金については、分割納入や納入猶予などの相談に応じ、適切に対応すること。
特に、入学時納入金については、配慮すること。

【本件担当】

- 教育活動に関する事
教育振興部高校教育課
指導班 中島 敦雄
TEL：092-643-3905

- 保健管理に関する事
教育振興部体育スポーツ健康課
保健給食係 諸藤 彰
TEL：092-643-3922

- 運動部活動に関する事
教育振興部体育スポーツ健康課
体育・健康教育班 藤野 文隆
TEL：092-643-3923

- 入学料等に関する事
教育総務部財務課
学校予算係 山下 雄二
TEL：092-643-3866

写

公印省略

1 教特第1246号
1 教体第1706号
1 教財第1029号
令和2年3月27日

各県立特別支援学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

令和2年度における県立特別支援学校における教育活動の再開等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり令和2年3月24日付けで文部科学省から、新学期を迎える学校の教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が示されたことを踏まえ、令和2年度における県立特別支援学校における教育活動を再開することとしたので通知します。

ついては、各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、ガイドライン及び下記事項に十分留意し、新学期を始める準備を行っていただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 学校教育活動において、ガイドラインに示された集団感染のリスクを高める3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避すること。
特に、授業の実施に当たっては、①換気の徹底、②近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対策を講じること。
- 2 入学式をはじめとする儀式的行事については、令和2年2月25日1教特第1105号で示した卒業証書授与式の対応に準じ、極力参加者数を減らし、短時間で実施すること。
- 3 1学期に実施予定の修学旅行、宿泊学習その他の宿泊を伴う学校行事は、延期又は中止すること。
- 4 部活動の実施に当たっては、別紙1の留意事項を参照の上、実施内容や方法を工夫し、4月1日（水）以降再開できること。

- 5 医療的ケアが必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については、特に体調管理に万全の対策を講じるとともに、主治医や学校医に相談の上、登校の判断を行うこと。
- なお、登校すべきでないと判断された場合の出欠の取扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができること。
- 6 通学バスを利用している児童生徒については、次の点に留意すること。
- (1) 発熱がなくても、せきや喉の痛みなど風邪の症状がみられる場合は、通学バスの乗車を控えるよう保護者等に要請すること。
- (2) 通学バスの運行会社に対しては、運転手及び添乗員の健康管理の徹底を図り、体調不良が確認された際は、感染防止の観点から適切に対応するよう要請すること。
- また、運行に当たっては、児童生徒の安全確保を第一としつつも、可能な限り換気に努めるよう要請すること。
- 7 児童生徒等に限らず、家族及び児童生徒に関わる人々の健康状態等についても、連絡帳等を通じて把握するなど、保護者との連携を一層密にすること。
- 8 放課後等デイサービスの事業者から学校施設の活用等について相談があった場合は、速やかに特別支援教育課まで連絡すること。
- 9 児童生徒等の感染が判明した場合等の対応については、別紙2を参照すること。
- 10 校納金については、分割納入や納入猶予などの相談に応じ、適切に対応すること。特に、入学時納入金については、配慮すること。

【本件連絡先】

- 障がいのある児童生徒等に関すること
教育振興部特別支援教育課
指導班 藤野 和男
TEL：092-643-3914
- 保健管理に関すること
教育振興部体育スポーツ健康課
保健給食係 諸藤 彰
TEL：092-643-3922
- 運動部活動に関すること
教育振興部体育スポーツ健康課
体育・健康教育班 藤野 文隆
TEL：092-643-3923
- 校納金に関すること
教育総務部財務課
学校予算係 山下 雄二
TEL：092-643-3866